

お知らせ

記者発表資料	令和2年3月13日
配付日時	14:00

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者会、中国地方建設記者クラブ、三次記者クラブ



「道の駅」の新規登録について ～「道の駅 三矢の里あきたかた」が登録されました～

このたび、国土交通省道路局において、広島県内で 20 番目の「道の駅 三矢の里あきたかた」が令和2年3月13日付けで登録され、中国地方の「道の駅」は、全部で 105 駅となりました。

「道の駅 三矢の里あきたかた」は、令和2年4月24日のオープンを目指し、現在整備中です。

なお、全国では「道の駅」が新たに13駅登録され、合計1,173駅になりました。

【新規登録された「道の駅」の概要】

○道の駅 三矢の里あきたかた

設置者：安芸高田市

住所：広島県 安芸高田市 吉田町 山手 1059-1

主な特徴：

- ・野菜をテーマとしたフードパークの産直市とし、消費者ニーズに応える豊富な品揃えと地産地消による市民の健康づくりの一翼を担う拠点の整備
- ・道の駅利用者に配慮したノーバック駐車場の整備
- ・地元食材にこだわったレストランやベーカリーの整備
- ・非常用電源装置や貯水槽を備え、道路利用者や近隣住民の緊急避難場所機能及び大規模災害の中継拠点基地整備

<問い合わせ先>

○「道の駅」全体に関する問い合わせ

中国地方整備局 082-221-9231 (代表)：(平日・昼間)

道路部 交通対策課長 福岡 智之 (内線4511)

【担当】道路部 交通対策課長補佐 岡本 慎二 (内線4512)

○今回登録の「道の駅 三矢の里あきたかた」に関する問い合わせ

安芸高田市 0826-42-5612 (直通)：(平日・昼間)

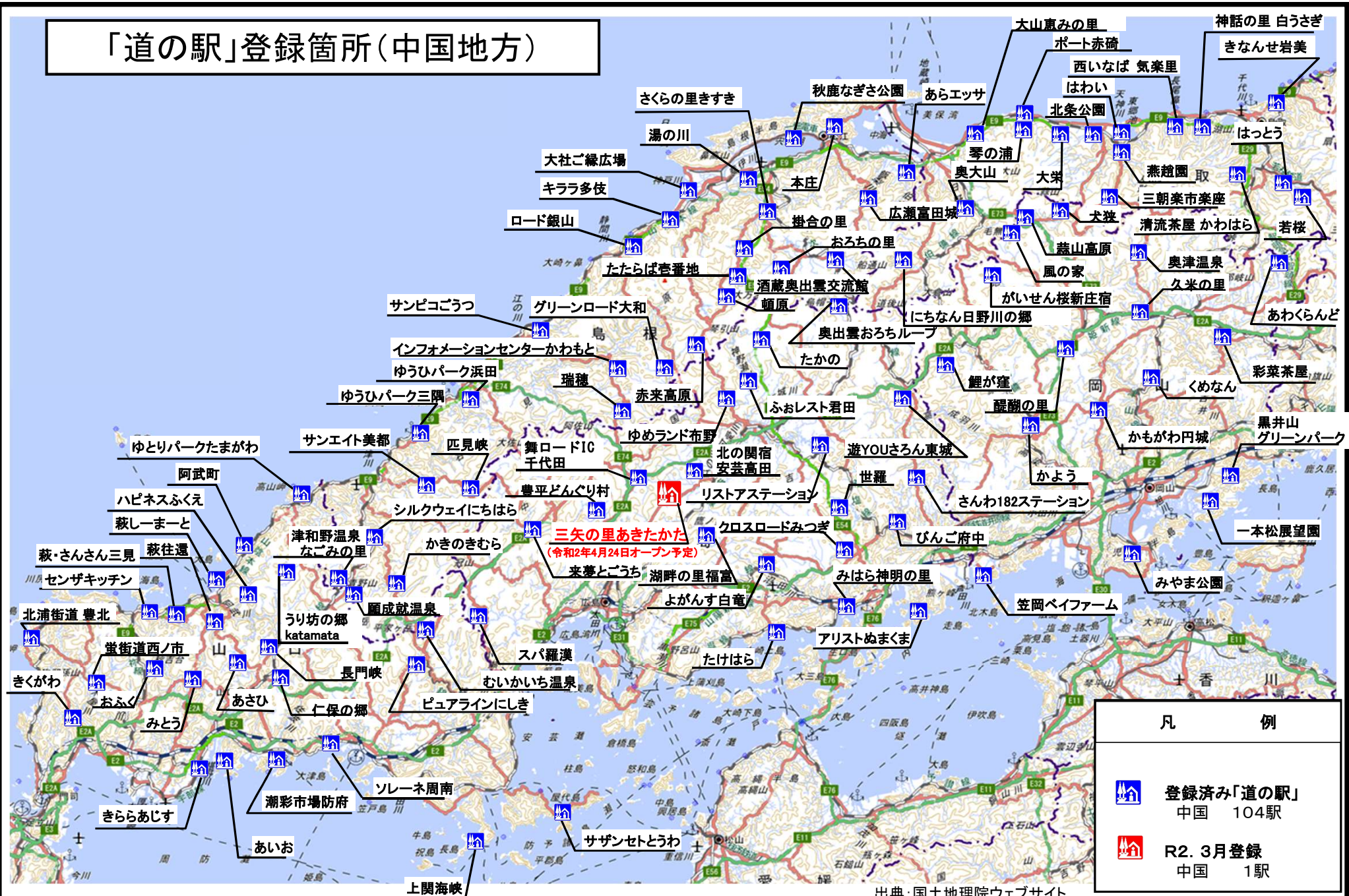
企画振興部 政策企画課長 河本 圭司

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 岩下 恭久 (内線2117)

企画部 環境調整官 坂本 泰正 (内線3114)

「道の駅」登録箇所(中国地方)



凡 例	
	登録済み「道の駅」 中国 104駅
	R2. 3月登録 中国 1駅

出典: 国土地理院ウェブサイト
<http://www.gsi.go.jp/>

みつ や さと

道の駅「三矢の里あきたかた」

◆路線名：一般国道54号

ひろしまけん あき たかた し よしだちようやまて

◆所在地：広島県安芸高田市吉田町山手1059番地1

◆面積および施設等

- ・面積：12,962㎡
- ・施設：駐車場84台、トイレ22器、地域振興施設（産地直売市、レストラン、多目的広場、多目的室）、休憩情報発信施設（休憩・情報コーナー、インフォメーションカウンター、キッズコーナー）、ベビーコーナー、非常用電源、貯水タンク
- ・整備手法：一体型

◆オープン予定：令和2年度

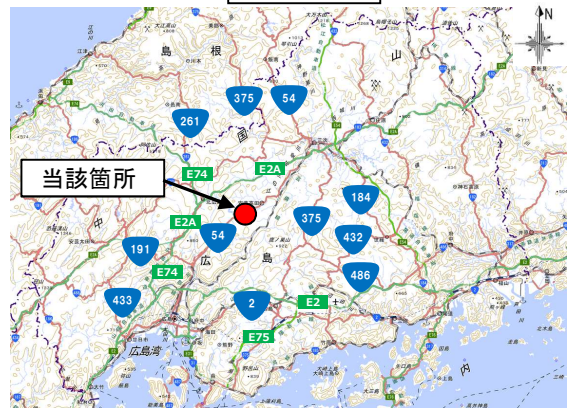
◆特徴

- ・野菜をテーマとしたフードパークの産直市とし、消費者ニーズに応える豊富な品揃えと地産地消による市民の健康づくりの一翼を担う拠点の整備
- ・道の駅利用者に配慮したノーバック駐車場の整備
- ・地元食材にこだわったレストランやベーカリーの整備
- ・非常用電源装置や貯水槽を備え、道路利用者や近隣住民の緊急避難場所機能及び大規模災害の中継拠点基地整備

イメージパース

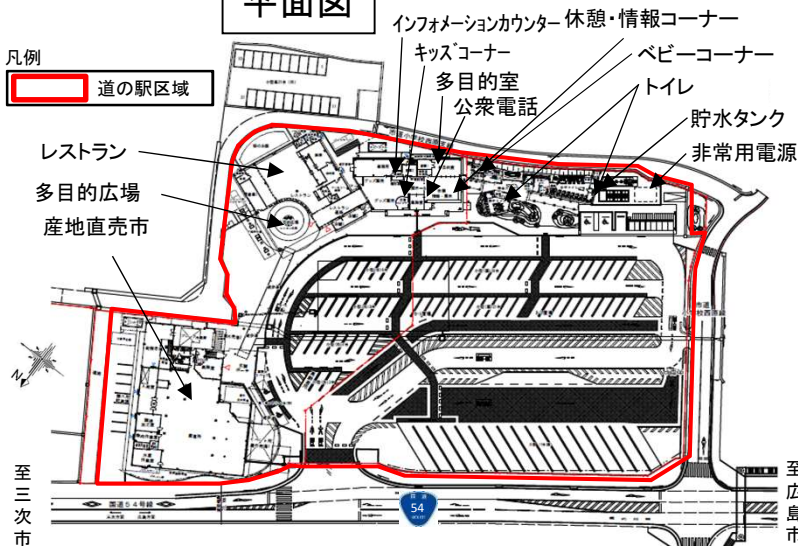


位置図



出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp>)

平面図



位置図



出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp>)



「道の駅」について

1. 目的

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、並びに地域振興に寄与することを目的としています。

2. 「道の駅」の基本コンセプト

「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、「地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場」です。

3. 機能

「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

4. 主な登録要件

(1) 休憩施設

- 駐車場：道路利用者が24時間無料で利用できる十分な容量の駐車場
- トイレ：清潔で24時間利用可能なトイレ、障害者用トイレも設置
- 子育て応援施設：24時間利用可能な乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なスペース

(2) 情報発信施設

- ・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

(3) 地域連携

- ・地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直販所などの地域振興施設

(4) 設置者

- ・市町村又は、市町村に代わり得る公的な団体※

※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人、地方公共団体が推薦する公益法人

(5) その他の配慮事項

- ・施設及び施設間を結ぶ主要経路は、バリアフリーとなっていること